

北海道教育委員会 公報

平成29年4月17日
(月曜日)

(号外)

目次

告示

○平成30年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の実施について……………1

告示

北海道教育委員会告示第22号

平成30年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査を次の要領により行う。

平成29年4月17日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

別記

平成30年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査実施要領

北海道教育委員会
札幌市教育委員会

受付期間 持参 平成29年4月26日（水）から5月19日（金）9時から17時まで（土曜日
・日曜日及び祝日を除く。）

郵送 平成29年4月26日（水）から5月19日（金）消印のものまで有効

第1次検査 平成29年6月25日（日）

第2次検査 平成29年8月4日（金）、5日（土）及び6日（日）

受検地及び受検区分によって出願書類の提出先が異なりますので、御注意ください。

第2次検査は第1次検査に合格した者、スポーツ・芸術特別選考対象者及び第1次検査を免除された者に対して、実施します。

1 目的

この検査は、平成30年度北海道・札幌市公立学校教員の採用候補者を選考するために行
うものです。

2 受検資格

(1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条により、次のいずれかに該当する者は、受
検できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 教育職員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

エ 公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で
破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) ア又はイに掲げる要件を満たすことが必要です。

ア 一般選考（地域枠、特例を含む。）

要件 区分	生年月日		所有教育職員免許状等 (平成30年3月31日までの取得見込みを含む。)		
	北海道	札幌市	小学校教諭の普通免許状	「一般選考（地域枠）」「3受検区分（2）一般選考（地域枠）」参照	
小学校教諭	昭和53年 4月2日 以降に生 まれた者		受検教科の中 学校教諭の普 通免許状		
中学校教諭					
高等学校教諭	昭和43年 4月2日 以降に生 まれた者	昭和33年 4月2日	受検教科の高等学校教諭の普通免許 状		
				小学校教諭及び特別支援学校（盲学	

特別支援学校教諭	小学部	以降に生まれた者	昭和53年 4月2日	校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状	〈一般選考の特例〉 「3 受検区分(3)一般選考の特例」参照
	中学部		以降に生まれた者	受検教科の中学校教諭及び特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状	
	高等部		昭和43年 4月2日	受検教科の高等学校教諭及び特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状	
	自立活動(肢体不自由)		以降に生まれた者	特別支援学校(養護学校)自立活動教諭1種免許状(肢体不自由教育)	
養護教諭		昭和53年 4月2日	以降に生まれた者	養護教諭の普通免許状	
栄養教諭				栄養教諭の普通免許状	

イ 障がい者特別選考、スポーツ・芸術特別選考、工業・水産特別選考、社会人特別選考

選考区分	受検資格	備考
障がい者特別選考	一般選考と同様	一般選考との併願はできません。
スポーツ・芸術特別選考	一般選考と同様	養護教諭及び栄養教諭の区分における募集はありません。
工業・水産特別選考	「3 受検区分の(4) 特別選考ウ」参照	一般選考との併願はできません。
社会人特別選考	「3 受検区分の(4) 特別選考エ」参照	

- (注) 1 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。
- 2 「教諭」には、上記1の常勤講師を含みます。
- 3 「特別支援学校」とは、学校教育法の改正により、障害種別を超えて一本化された盲・聾・養護学校の総称です。
- (1) 「特別支援学校(盲学校)教諭の普通免許状」とは、視覚障害者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。
- (2) 「特別支援学校(聾学校)教諭の普通免許状」とは、聴覚障害者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。
- (3) 「特別支援学校(養護学校)教諭の普通免許状」とは、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。
- 4 次に掲げる者は、この検査を受けなければなりません。
- (1) 北海道教育委員会又は札幌市教育委員会の任命を受けた者で、次のいずれかに該当するもの
- ア 教員(教諭、養護教諭又は栄養教諭)以外の職にある者(実習助手、寄宿舎指導員、事務職員等)で、教員となることを希望するもの
- イ 養護教諭又は栄養教諭で、教諭となることを希望する者
- ウ 教諭又は栄養教諭で、養護教諭となることを希望する者
- エ 教諭又は養護教諭で、栄養教諭となることを希望する者
- (2) 私立学校又は道外の国立大学法人の設置する学校の教員若しくは道外の公立学校の教員で、北海道又は札幌市の公立学校教員を希望するもの
- 5 北海道教育委員会又は札幌市教育委員会の任命を受けた教員が、この検査を同じ職種で受検することはできません。

3 受検区分

(1) 一般選考

区分	教科(科目)
小学校教諭	
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、

	家庭、英語
高等學校教諭	国語、地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)、数学、理科(物理・化学・生物・地学)、音楽、保健体育、家庭、農業(生産・環境)、工業(機械・電気(電子を含む。))、商業、英語、看護、水産
特別支援学校教諭	小学校部
	中学校部
	高等部
	自立活動 (肢体不自由)
養護教諭	
栄養教諭	

(注) 1 受検は、1種類の教科(科目)の選択とし、出願後の受検区分の変更は認めません。ただし、次の場合に限り併願を認めます(採用希望区分が札幌市の者は除く。)。

受検区分間	併願要件	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・「小学校教諭」 ・「特別支援学校教諭(小学部)」 ・「中学校教諭」 ・「特別支援学校教諭(中学部)」 (同一教科に限る。) ・「高等学校教諭」 ・「特別支援学校教諭(高等部)」 (同一教科(科目)に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校(盲ろう学校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状を所有していること(平成30年3月31日までの取得見込みを含む。)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・併願を希望する場合は、願書に第1希望及び第2希望を明記すること。 ・併願を希望する場合は、第1次検査で「専門検査(II)」を受検すること。 ・一般選考(地域枠)及び一般選考の特例並びに各特別選考の受験者は併願できません。

2 北海道の小学校又は中学校の特別支援学級担当教諭の採用を希望する者は、小学校教諭又は中学校教諭の受検区分で受検してください(願書の「希望事項」欄にその旨を記載してください。)。

札幌市的小学校又は中学校の特別支援学級担当教諭の採用を希望する者は、札幌市の特別支援学校教諭の小学部又は中学部の受検区分で受検してください。

3 高等学校教諭又は特別支援学校教諭の高等部を受検する者で、地理歴史、公民、理科又は工業の教科を受検するものは、希望する科目を選択してください。

4 高等学校教諭を受検する者で、農業の教科を受検するものは、希望する科目を選択してください。

5 栄養教諭で受検を希望する者は、札幌市での採用はありませんので、採用希望区分は「北海道」を選択してください。

(2) 一般選考(地域枠)

受検資格及び区分	昭和33年4月2日以降に生まれた者で、小学校教諭又は中学校教諭(国語、社会、数学、理科又は英語)の普通免許状(平成30年3月31日までの取得見込みを含む。)を有し、日高、宗谷、根室管内のいずれかの管内に限って勤務できるもの(原則として採用後、4年間は、前記以外の管内で勤務をするものとする。)。
選考方法	出願時に地域に根ざした教育に対する意欲・情熱や志望動機等について、レポートの提出を要件として、第1次検査における教養検査を免除するほかは、一般選考の受験者と同様に実施します。
募集人員	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教諭15名程度 ・中学校教諭(国語、社会、数学、理科又は英語)若干名

(注) 1 一般選考(地域枠)で受検を希望する者は、札幌市での採用はありませんので、採用希望区分は「北海道」を選択してください。

2 一般選考との併願はできません。

(3) 一般選考の特例（募集人員 若干名）

昭和33年4月2日以降に生まれた現職の教諭、養護教諭又は栄養教諭で、国立大学法人の設置する小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校（以下この号において「小学校等」という。）又は公立の小学校等（北海道及び北海道内の市町村が設置する小学校等を除く。）若しくは私立の小学校等における正規教員としての教職経験が、平成30年3月31日現在、出願する受検区分において、引き続き4年以上となる者は、申請により、一般選考の特例の区分による出願ができます。なお、選考方法については、出願時に職歴証明書の提出を要件として、第1次検査における教養検査を免除するほかは、一般選考の受検者と同様に実施します。

(注) 1 一般選考との併願はできません。

2 義務教育学校における正規教諭としての教職経験が引き続き4年以上となる者は小学校教諭又は中学校教諭の、中等教育学校における正規教諭としての教職経験が引き続き4年以上となる者は中学校教諭又は高等学校教諭の、特別支援学校における正規教諭としての教職経験が引き続き4年以上となる者は、特別支援学校教諭（小学部、中学部又は高等部）の受検を希望することが可能です。

3 受検区分が特別支援学校教諭で札幌市の採用を希望する場合、上記2の特別支援学校には、小学校又は中学校の特別支援学級での正規としての教職経験を含みます。

(4) 特別選考

ア 障がい者特別選考

志願者	身体障害者手帳（1級から6級まで）の交付を受けている者で、自力による通勤ができ、介護者なしに教員としての職務の遂行が可能なものは、申請により、障がい者特別選考の区分による出願ができます。
選考方法	第1次検査及び第2次検査は一般選考の受検者と同様に実施しますが、申出により、障がいの種類や程度に応じた配慮をするとともに、必要に応じて適性検査及び実技検査の一部又は全部を免除します。
受検資格及び区分	一般選考と同様です（一般選考との併願はできません。）。
その他	点字、拡大文字、手話通訳等による受検を希望する者は、願書の「障がい者に係る配慮希望事項」欄に記入するとともに、身体障害者手帳の写しを出願時に提出してください。

＜参考 過去の受検・登録状況＞

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受検者数	7	9	13
登録者数	2	5	5

イ スポーツ・芸術特別選考（募集人員 若干名）

志願者	<p>次に掲げるスポーツや芸術等の分野において秀でた技能・実績を有する者は、申請により、特別選考の区分による出願ができます。ただし、同一人につき出願は3回を限度とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの分野において、国際的規模の競技会に日本代表として出場した者又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において優秀な成績を収めた者 ・音楽、美術等の芸術の分野において、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な実績を収めた者又は全国レベルのコンクール、展覧会等で極めて優秀な実績を収めた者 ・その他上記に準ずる程度の顕著な活動経験又は技能を有する者で、その経験等が児童生徒への教育効果の面で特に期待できるもの
選考方法	申請のあった志願者について、出願書類により対象者を決定し、第1次検査を免除します。第2次検査は一般選考の受検者と同様に実施しますが、技能・実績の内容に密接に関連する実技検査については免除します。
受検資格及び区分	一般選考と同様です。ただし、養護教諭及び栄養教諭の区分における募集はありません。
その他	スポーツ・芸術特別選考の志願者のうち、スポーツ・芸術特別選考の対象者とならなかったものは、一般選考又は一般選考の特例で受検すること

	ができます。
ウ 工業・水産特別選考（募集人員 若干名）	
受検資格及び区分	<p>昭和33年4月2日以降に生まれた者で、次の条件に該当するものが選考できます。</p> <p>1 工業（電気通信）〔※ 水産に関する学科を設置する高等学校に採用予定] 高等学校教諭の普通免許状（工業）を有している者で、第1級又は第2級総合無線通信士の免許を取得しているもの</p> <p>2 水産（商船） 高等学校教諭の普通免許状（商船）を有している者で、1級、2級又は3級海技士（航海又は機関）の免許を取得しているもの ※ 所有教育職員免許状は、平成30年3月31日までの取得見込みを含みます。</p>
選考方法	申請のあった志願者について、証明機関の発行する資格証明書（開封無効）又は資格を証明できる書類の写しにより受検資格を確認し、第1次検査の専門検査（I）を免除します。
その他	一般選考との併願はできません。
エ 特別免許状の取得を前提とした社会人特別選考（募集人員 若干名）	
志願者	高等学校（工業、商業、英語、看護、水産）又は特別支援学校自立活動（肢体不自由教育）の教育職員免許状を有しない者で、教科に関する専門的知識や技能（資格）を有するものは、申請により、社会人特別選考の区分による出願ができます。
選考方法	申請のあった志願者について、証明機関の発行する資格（技能）証明書及び実務経験に係る職歴証明書等により受検資格を確認し、第1次検査の専門検査（英語の場合は、実技検査を含む。）を免除します。登録後は、北海道教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、特別免許状を取得することが必要です。
受検資格及び区分	<p>次の全ての条件に該当する者が選考できます（一般選考との併願はできません。）。</p> <p>1 昭和33年4月2日以降に生まれた者</p> <p>2 次の高等学校の募集する教科又は自立活動に関する専門的知識や技能（資格）を有する者</p> <p>3 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者</p> <p>4 教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者</p>
	募集する教科に関する専門的知識や技能・資格等は、次のとおりです。
高等学校（工業）	<p>工業の教諭普通免許状を有しない者で、次のいずれかの条件に該当するもの</p> <p>1 技術士（機械部門、電気電子部門、化学部門）の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が3年以上</p> <p>2 技術士補（機械部門、電気電子部門、化学部門）の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が8年以上</p>
高等学校（商業）	<p>商業の教諭普通免許状を有しない者で、実務の指導的な立場にあり、かつ、次のいずれかの条件に該当するもの</p> <p>1 流通ビジネス分野 (1) 金融機関等における金融業務、証券業務又は外国為替業務の実務経験が10年以上 (2) 商品開発、マーケティング又はイベントの企画・立案の実務経験が10年以上</p> <p>2 国際経済分野 (1) 国内外における外国語を用いて行う商取引業務の実務経験が10年以上 (2) 企業等における法律業務の実務経験が10年以上</p> <p>3 簿記会計分野 (1) 公認会計士又は税理士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が3年以上</p>

募集教科		(2) 会計業務の実務経験が10年以上 4 経営情報分野 (1) 情報処理技術者試験(基本情報技術者及びITパスポートを除く。)に合格し、かつ、合格後の実務経験が3年以上 (2) コンピュータ業務の実務経験が10年以上
	高等学校(英語)	英語の教諭普通免許状を有しない者で、次のいずれかの条件に該当し、かつ、通訳業務の実務経験が10年以上のもの 1 実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)1級の合格者 2 TOEFL(国際教育交換協議会主催)PBT580点(iBTの場合は、92点)以上取得者(平成27年6月26日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。) 3 TOEIC(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)860点以上取得者(平成27年6月26日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。)を受検した者に限る。)
	高等学校(看護)	看護の教諭普通免許状を有しない者で、看護師免許証を所有し、かつ、看護師、保健師又は助産師として3年以上業務に従事したもの
	高等学校(水産)	水産の教諭普通免許状を有しない者で、次のいずれかの条件に該当するもの 1 1級舶用機関整備士の資格を所有し、かつ、資格所得後の実務経験が3年以上 2 4級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、かつ、免許取得後の実務経験が10年以上 3 北海道漁業士(青年漁業士又は指導漁業士)の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が10年以上 4 水産、商船又は工業(電気通信)の学位を所有し、かつ、学位取得後の関連業務経験が10年以上 5 漁協、水産加工会社、水産試験所等の勤務者で、上記1~4と同等程度の技能等を有し、かつ、実務経験が10年以上
	特別支援学校自立活動(肢体不自由教育)	特別支援学校自立活動(肢体不自由教育)の教諭普通免許状を有しない者で、理学療法士又は作業療法士の資格を所有し、かつ、実務経験が3年以上のもの
その他		特別免許状は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を、教員として迎え入れることにより、学校教育の多様性への対応や活性化を図ることを目的とし、北海道教育委員会が授与するものであり、北海道においてのみ効力を有します。

(5) 第1次検査の免除

平成30年度教員採用候補者選考検査の第1次検査を免除する旨、平成29年度選考検査結果の通知時に北海道教育委員会又は札幌市教育委員会から通知があった者(以下「第1次検査免除者」という。)は、同一の受検区分、受検教科・科目及び採用希望区分で受検する場合に限り、第1次検査の免除の措置を受けることができます。

4 検査の方法及び内容

区分		対象							内容	
		一般選考		特別選考			第1次免除者			
		一般	地域枠	特例	障がい者	スポーツ・芸術	工業・水産			
	教養検査(一般・教職)(マークシート式)	○	注1	免除	○	免除	○	○	免除	・一般教養は自然科学、社会科学及び人文科学について、教職教養は学校教育関係の法規及び教育原理、教育心理、道德教育等について、

第1次検査	専門検査(I) (マークシート式)								教員として必要な知識や理解をみる。	
		○	○	○	○	免除 注2	注2	免除	・受検する学校の種類及び教科(科目)並びに養護教諭並びに栄養教諭それぞれに応じた専門的知識や学習指導要領に関する知識や理解をみる。 ・特別支援学校教諭については、小学校、中学校、高等学校教科別及び自立活動(肢体不自由)の専門的な知識や理解をみる。	
	専門検査(II) (マークシート式)	注4 ○	—	注4 ○	注4 ○	免除 —	注3	免除	・特別支援学校教諭について、特別支援学校教育の全般にわたる基礎的な知識や理解をみる。	
	適性検査(I)・(II)	○	○	○	○	○	○	○		
	論文検査	—	—	—	—	—	—	○	—	
	教科等指導法検査 (記述式)	○	○	○	○	○	○	—	○	
面検接査	個別面接	○	○	○	○	○	○	○	(1)一般面接 (2)模擬授業(ただし、養護教諭は場面指導)	
	集団面接	○	○	○	○	○	○	○	○	
第2次検査	小学校 特別支援学校 (小学校部)	リスニング検査		小学校外国語活動に係る英語のコミュニケーション能力等をみる。						
		音楽		ピアノ演奏 (1)バイエルピアノ教則本72番から106番まで(ただし、86番及び87番を除く。)の曲の中から1曲を自由に選択して演奏する(注5)。 (2)小学校歌唱共通教材の中から検査時に示された曲の主旋律に簡単な伴奏を付けて歌いながら演奏する。						
		体育		水泳(25m-泳法はクロール、平泳ぎ及び背泳ぎのうち1種類)、ボール運動(ジグザグドリブル)						
	保健体育 (中学校、高等学校、特別支援学校(中学部・高等部))	水泳(50m-泳法はクロール)、マット運動(倒立、前転、後転、側方倒立回転等の連続技)、球技(バレーボール-直上トス、バスケットボール-ドリブルシュート)、武道(柔道、剣道-基本動作や基本となる技等)。ただし、武道について札幌市は柔道のみ実施(注6)								
	音楽 (中学校、高等学校、特別支援学校(中学部・高等部))	ピアノ演奏(中学校の歌唱教材程度の曲を、検査時に示された調に移調し簡単な伴奏を付けて演奏する。) 観唱(16小節程度の旋律を初見観唱する。)								
	英語 (中学校、高等学校、特別支援学校)	日常的なことの自由会話と英文を読んで内容について答える。								

		学校（中学部・高等部）
--	--	-------------

- (注) 1 一般選考（地域枠）受検者は、レポートの提出を要件として教養検査を免除します。
- 2 工業・水産特別選考受検者及び社会人特別選考受検者で資格（技能）証明書、実務経験に係る職歴証明書等により受検資格の確認を受けたものは、「専門検査（I）」を免除します。
- 3 社会人特別選考（特別支援学校自立活動）受検者で上記2の確認を受けたものは、「専門検査（I）」のほか、「専門検査（II）」を免除します。
- 4 特別支援学校を希望する者（併願者で第2希望の受検区分が特別支援学校の者を含む。）は、「専門検査（II）」を受検してください。
- 5 バイエルピアノ教則本の番号は原書番号であり、『最新バイエル教則本』は番号が異なるので留意してください。
- 6 第2次検査に行う保健体育（中・高・特）の実技検査の武道において、北海道を受検する場合は柔道と剣道のどちらかを選択、札幌市を受検する場合には、柔道のみとなります。

資格等による免除措置

上記のほか、次の教科を受検する者で、それぞれ「資格等の内容」に掲げるいずれかの資格等を有するものは、申請により「免除となる検査」に掲げる検査の免除の措置を受けることができます（「7 出願の手続」（1）「出願書類」欄参照のこと。）。

区分・教科	資格等の内容	免除となる検査
小学校及び特別支援学校小学部	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員免許状（中学校又は高等学校の英語） ・実用英語技能検定（公益財団法人日本英語検定協会主催）準1級の合格者 ・TOEFL（国際教育交換協議会主催）PBT550点（iBTの場合は80点）以上取得者（平成27年6月26日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。） ・TOEIC（一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催）730点以上取得者（平成27年6月26日以降に公開テスト（国外で受検した場合も同様とする。）を受検した者に限る。） 	第2次検査のリスニング検査
中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部・高等部）の英語	<ul style="list-style-type: none"> ・実用英語技能検定（公益財団法人日本英語検定協会主催）1級の合格者 ・TOEFL（国際教育交換協議会主催）PBT580点（iBTの場合は92点）以上取得者（平成27年6月26日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。） ・TOEIC（一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催）860点以上取得者（平成27年6月26日以降に公開テスト（国外で受検した場合も同様とする。）を受検した者に限る。） 	第1次検査の専門検査（I）及び第2次検査の実技検査
高等学校及び特別支援学校（高等部）の工業	<ul style="list-style-type: none"> ・情報処理技術者試験（独立行政法人情報処理推進機構主催）基本情報技術者試験合格者（第2種情報処理技術者試験合格者）又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者 	第1次検査の専門検査（I）
高等学校及び特別支援学校（高等部）の商業	<ul style="list-style-type: none"> ・日商簿記検定1級（日本商工会議所主催）合格者又は全経簿記検定上級（公益社団法人全国経理学校協会主催）合格者 ・税理士試験の財務諸表論又は簿記論の科目合格者 ・公認会計士又は税理士の資格取得者 ・情報処理技術者試験（独立行政法人情報処理推進機構主催）基本情報技術者試験合格者（第2種情報処理技術者試験合格者）又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者 	第1次検査の専門検査（I）

遅刻・欠席の取扱い

- ・各検査において遅刻した場合は、受検できませんので、時間を厳守してください。

- ・第1次検査及び第2次検査において、受検しなければならない検査項目を欠席した場合は、以降の検査は受検できません。

その他（検査の方法及び内容に係ること）

- ・スポーツ・芸術特別選考対象者及び社会人特別選考対象者（高校・英語）は、技能・実技（資格）等の内容に密接に関連する実技検査を免除します。免除する実技検査は第2次検査受検票でお知らせします。
- ・指定日に健康上の理由で医師から実技検査を禁止されている者は、医師の診断書を受付に提出してください。
- ・第2次検査は、第1次検査に合格した者、スポーツ・芸術特別選考対象者及び第1次検査免除者について実施します。

5 検査期日及び日程

(1) 第1次検査 平成29年6月25日（日）

ア 一般選考、障がい者特別選考

9:30～10:00	受付（入室）	一般選考及び障がい者特別選考の受検者（スポーツ・芸術特別選考対象者及び第1次検査免除者を除く。）
10:10～10:20	検査上の注意・連絡	
10:30～11:30	教養検査（一般・教職）	
11:30～12:50	休憩	
13:00～14:00	専門検査（I）	
14:20～15:00	専門検査（II）	上記受検者のうち、受検区分が特別支援学校教諭（併願者を含む。）の受検者

イ 一般選考（地域枠）、一般選考の特例

12:20～12:40	受付（入室）	一般選考（地域枠）及び一般選考の特例の受検者（第1次検査免除者を除く。）
12:40～12:50	検査上の注意・連絡	
13:00～14:00	専門検査（I）	
14:20～15:00	専門検査（II）	上記受検者のうち、受検区分が特別支援学校教諭の受検者

ウ 工業・水産特別選考、社会人特別選考

9:30～10:00	受付（入室）	工業・水産特別選考及び社会人特別選考の受検者（第1次検査免除者を除く。）
10:10～10:20	検査上の注意・連絡	
10:30～11:30	教養検査（一般・教職）	

（2）第2次検査

ア 平成29年8月4日（金）

9:00～	個別面接検査・実技検査	受検者ごとに別に指定する日時
-------	-------------	----------------

イ 平成29年8月5日（土）

8:20～8:40	受付（入室）	・第1次検査に合格した者、スポーツ・芸術特別選考対象者及び第1次検査免除者 ※社会人特別選考受検者は「教科等指導法検査」に代えて「論文検査」を実施
8:40～9:00	検査上の注意・連絡	
9:00～9:50	適性検査（I）	
10:00～10:30	適性検査（II）	
10:45～11:45	教科等指導法検査	
12:00～12:15	英語リスニング検査	小学校及び特別支援学校（小学部）受検者
13:00～	個別面接検査・集団面接検査・実技検査	受検者ごとに別に指定する日時

ウ 平成29年8月6日（日）

9:00～	個別面接検査・集団面接検査・実技検査	受検者ごとに別に指定する日時
-------	--------------------	----------------

- ・北海道を受検する場合、第2次検査の受検日は、連続する2日間（8月4日から5日まで又は8月5日から6日まで）となります。また、札幌市を受検する場合、3日間になる場合もありますので留意してください。なお、指定された日程の変更は認めません。

6 検査会場

（1）第1次検査会場

受検地	受検区分	検査会場及び住所
	小学校、一般選考（地域枠）受検者	北海道札幌厚別高等学校 札幌市厚別区厚別町山本750-15

		(JR厚別駅1.7km)
札幌	中学校(社会、保健体育、家庭を除く。)	北海道札幌平岸高等学校 札幌市豊平区平岸5条18丁目 (地下鉄南北線澄川駅1.0km)
	中学校(社会、保健体育、家庭)、高等学校(理科、家庭、工業)	北海道札幌琴似工業高等学校 札幌市西区発寒13条11丁目3-1 (JR発寒駅1.6km)
	高等学校(国語、地理歴史、公民、数学、商業、看護、水産)、栄養教諭	北海道札幌工業高等学校 札幌市北区北20条西13丁目 (JR札幌駅3.0km)
	高等学校(音楽、保健体育、農業、英語)、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭、一般選考の特例受検者、障がい者特別選考受検者、工業・水産特別選考受検者、社会人特別選考受検者	北海道札幌北高等学校 札幌市北区北25条西11丁目 (地下鉄南北線北24条駅0.9km)
函館	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭、一般選考(地域枠)受検者、一般選考の特例受検者、工業・水産特別選考受検者、社会人特別選考受検者	北海道函館中部高等学校 函館市時任町11-3 (JR函館駅2.3km)
岩見沢		北海道岩見沢農業高等学校 岩見沢市並木町1-5 (JR岩見沢駅1.5km)
旭川		北海道旭川工業高等学校 旭川市緑が丘東4条1丁目1-1 (JR旭川駅5.6km)
釧路		北海道釧路工業高等学校 釧路市鶴ヶ岱3丁目5-1 (JR釧路駅3.8km)

(注) 1 第1次検査の志願状況によっては、受検地及び検査会場を変更する場合がありますので、願書に受検地の第1希望地及び第2希望地を記入してください。

第2希望地に変更した場合は、受検票に記載してお知らせしますので注意してください。

2 併願者の検査会場は、原則として第1希望の受検区分による会場となりますが、志願状況により変更する場合がありますので、受検票を確認し、誤りのないようにしてください。

(2) 第2次検査会場(予定)

採用希望区分	受検区分	検査会場及び住所
北海道	小学校	北海道函館稜北高等学校 函館市石川町181番地の8 (JR五稜郭駅8.6km)
北海道	小学校	北海道旭川永嶺高等学校 旭川市永山町3丁目102 (JR南永山駅0.5km)
一	高等学校 商業	北海道札幌西高等学校 札幌市中央区宮の森4条8丁目1 (地下鉄東西線西28丁目駅1.3km)
北海道	養護教諭、一般選考(地域枠)受検者	北海道札幌西高等学校 札幌市中央区宮の森4条8丁目1 (地下鉄東西線西28丁目駅1.3km)
一	高等学校 国語	北海道釧路湖陵高等学校 釧路市緑ヶ岡3丁目1-31 (JR釧路駅4.0km)
北海道	中学校 国語・社会・数学・理科・音楽・美術・技術・家庭	北海道釧路湖陵高等学校 釧路市緑ヶ岡3丁目1-31 (JR釧路駅4.0km)
一	高等学校 数学	北海道岩見沢農業高等学校 岩見沢市並木町1-5 (JR岩見沢駅1.5km)
北海道	中学校 英語、特別支援学校(小学部・中学部(保健体育を除く。)・高等部(英語、保健体育を除く。))、栄養教諭	北海道岩見沢農業高等学校 岩見沢市並木町1-5 (JR岩見沢駅1.5km)
一	高等学校 音楽、特別支援学校(自立活動)	

北海道	中学校 保健体育、特別支援学校（中学部）保健体育、特別支援学校（高等部）英語、保健体育、障がい者特別選考受検者、スポーツ・芸術特別選考受検者、工業・水産特別選考受検者	北海道札幌北高等学校 札幌市北区北25条西11丁目 (地下鉄南北線北24条駅0.9km)
一	高等学校 国語・数学・音楽・商業を除く。	
札幌市	全受検者（障がい者特別選考受検者及びスポーツ・芸術特別選考対象者を含む。）	北海道札幌平岸高等学校 札幌市豊平区平岸5条18丁目 (地下鉄南北線澄川駅1.0km)

- (注) 1 社会人特別選考受検者及び第1次検査免除者の第2次検査会場は、上記の採用希望区分による会場を予定しております。また、一般選考の特例受検者は、選択した受検区分の検査会場での受検となります。
- 2 第2次検査会場は、第2次検査の受検者数により変更する場合があります。
- 3 第2次検査会場は、第2次検査受検票で検査会場を指定しますので、必ず送付された受検票を確認し誤りのないようにしてください（特に併願者については、第1次検査の結果、第1希望の受検区分が不合格、第2希望の受検区分が合格した場合、第2次検査は第2希望の受検区分で受検することとなりますので、必ず送付された受検票を確認してください。）。

7 出願の手続

(1) 出願書類

対象者	出願書類	注意事項
志願者全員	・願書 ・願書 (電算入力用)	・「記入上の注意・記入例」を参考に記入の上、提出してください。 ・1次、2次用の受検票に第1次受検地、受検区分、受検教科（科目）、送付先住所及び氏名を記入の上、62円切手を貼り提出してください。
	結果通知用封筒	・第1次受検地、受検区分、受検教科（科目）、送付先住所及び氏名を記入の上、92円切手を貼り提出してください。
	自己推薦書	・記入の上、提出してください。 ・一般選考（地域枠）及び社会人特別選考志願者は様式が異なるため、「自己推薦書（地域枠又は社会人特別選考志願者用）」を北海道教育委員会のホームページからダウンロードして記入の上、提出してください。
上記以外の添付書類	一般選考（地域枠）志願者	・レポートの課題、様式等を北海道教育委員会のホームページからダウンロードしてレポートを作成の上、提出してください。
	一般選考の特例の志願者	・正規教員としての教職経験を確認するため、北海道教育委員会又は札幌市教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、証明を受けて出願時に提出してください。
	障がい者特別選考志願者	・出願時に身体障害者手帳の写しを提出するとともに、第1次検査時に原本を持参し係員の確認を受けてください。
	スポーツ・芸術特別選考志願者	・「自己推薦書」の『5 クラブ活動～』の欄に顕著な技能・実績等の概要及び現在の活動状況を記入の上、新聞記事や表彰状等の証明になる資料の写しを提出してください。 ・当該選考の対象者として、第1次検査を免除された者は、第2次検査時に当該資料の原本を持参し、係員の確認を受けてください。
	証明機関の発行す	・出願時に提出してください。

工業・水産特別選考志願者	る資格証明書（開封無効）又は資格を証明できる書類の写し	・出願時に書類の写しを提出した場合は、第1次検査時に当該書類の原本を持参し、係員の確認を受けてください。
社会人特別選考志願者	①証明機関の発行する資格（技能）証明書（開封無効）又は資格（技能）を証明できる書類の写し ②職歴証明書	・出願時に①及び②を提出してください。 ・出願時に①の書類の写しを提出した場合は、第1次検査時に当該書類の原本を持参し、係員の確認を受けてください。 ・実務経験年数を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、証明を受けて提出してください。 ・社会人、実務経験者、専門家としての実務経験内容・期間・免許取得状況等は願書裏面の「職歴欄」及び「自己推薦書（社会人特別選考志願者用）」に記入してください。
第1次検査免除者	前年度の教員採用候補者選考検査結果通知書の写し	・平成28年度に実施した平成29年度公立学校教員採用候補者選考検査の結果通知書の写しを添付してください。
上記以外の添付書類	教育職員免許状授与証明書若しくは取得見込証明書又は資格証明書（開封無効）若しくは資格を証明できる書類の原本若しくは写し	・第2次リスニング検査の免除の措置を希望する者は、資格等を確認するため、教育職員免許状授与証明書（免許状の写しは不可）若しくは取得見込証明書又は資格証明書（開封無効）若しくは資格を証明できる書類の原本若しくは写しを提出してください。（※教育職員免許状授与証明書の取得方法は、各都道府県教育委員会のホームページを参照のこと。） ・なお、写しを提出した者は、第1次検査当日に当該書類の原本を提出し、係員の確認を受けてください。
・中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部・高等部）の英語 ・高等学校及び特別支援学校（高等部）の工業 ・高等学校及び特別支援学校（高等部）の商業それぞれの志願者	資格証明書（開封無効）又は資格を証明できる書類の原本若しくは写し	・第1次専門検査（I）（英語の場合は、第2次検査実技検査を含む。）の免除の措置を希望する者は、当該実施団体の発行する資格証明書（開封無効）又は資格を証明できる書類の原本若しくは写しを提出してください。 ・なお、写しを提出した者は、第1次検査時に当該書類の原本を持参し、係員の確認を受けてください。 ※ スポーツ・芸術特別選考志願者及び第1次検査免除者のうち第2次検査における英語の実技検査の免除を希望する者は、当該実施団体の発行する資格証明書（開封無効）又は資格を証明できる書類の原本を提出してください。

(2) 出願書類の受付期間

提出方法	受付期間	備考
持参する場合	平成29年4月26日（水）から5月19日（金）まで	9時から17時まで（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。）
郵送する場合	平成29年4月26日（水）から5月19日（金）消印のものまで有効	「簡易書留」扱いとしてください。

(注) 1 受付期間終了後に提出された出願書類や提出出願書類に不備があるものは受け付けません。

また、受理した書類は返却しません。

2 出願書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

3 郵送する場合にあっては、メール便等の託送では受け付けません。

(3) 出願書類の提出先

ア 一般選考の志願者（一般選考（地域枠）、一般選考の特例の志願者を含む。）
書類は、第1次検査の第1希望の受検地に提出してください。

第1次 検査希 望受検 地	受 檢 区 分	願書提出先	住 所 等
札幌	中学校（社会、保健体育、家庭）、高等学校、特別支援学校、栄養教諭、一般選考の特例	北海道教育厅総務政策局教職員課	〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館7階 TEL 011-204-5726
	小学校、一般選考（地域枠）、養護教諭	北海道教育厅石狩教育局	〒060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階 TEL 011-204-5871
	中学校（社会、保健体育、家庭を除く。）	札幌市教育委員会学校教育部教職員課	〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目S T V北2条ビル4階 TEL 011-211-3853
函館	小学校、一般選考（地域枠）、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭、一般選考の特例	北海道教育厅渡島教育局	〒041-8557 函館市美原4丁目6-16 TEL 0138-47-9580
岩見沢		北海道教育厅空知教育局	〒068-8550 岩見沢市8条西5丁目 TEL 0126-20-0133
旭川		北海道教育厅上川教育局	〒079-8612 旭川市永山6条19丁目1-1 TEL 0166-46-4946
釧路		北海道教育厅釧路教育局	〒085-0835 釧路市浦見2丁目1-1 TEL 0154-43-9273

（注） 第1次検査希望受検地及び受検区分に応じて出願書類の提出先が異なるので注意してください。

イ スポーツ・芸術特別選考の志願者及び第1次検査免除者

書類は、採用希望区分に応じて次の場所に提出してください。ただし、受検区分が高等学校及び特別支援学校自立活動（肢体不自由）の場合は、北海道教育厅総務政策局教職員課へ提出してください。

採用希 望区分 が北海 道の者	北海道教育厅総務政策局教職員課 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館7階	採用希 望区分 が札幌 市の者	札幌市教育委員会学校教育部教職員課 〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目S T V北2条ビル4階
--------------------------	---	--------------------------	---

（注） スポーツ・芸術特別選考の志願者は、スポーツ・芸術特別選考対象者とならない場合もありますので、一般選考を志願する場合と同様に、願書等の出願書類に全てを記入してください。

ウ 障がい者特別選考、工業・水産特別選考及び社会人特別選考の志願者

書類は、採用希望区分にかかわらず、次の場所に提出してください。

北海道教育厅総務政策局教職員課 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階

（4）受検票の交付等

第1次検査受検票は、平成29年6月15日（木）までに到着するよう交付します。同日までに到着しない場合は、願書の提出先に問い合わせてください。

なお、第1次検査受検票は次の通知を兼ねます。

ア 一般選考（地域枠）志願者については、教養検査免除の確認結果通知を兼ねます。
イ スポーツ・芸術特別選考志願者については、特別選考の書類選考結果通知を兼ねます。

ウ 第1次検査免除者については、当該免除の確認結果通知を兼ねます。

(5) その他

身体に障がいがある方については、障がい者特別選考の志願者に限らず、点字や拡大文字受検、手話によるコミュニケーションなど、障がいに応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めています。

検査会場において配慮を必要とする方は、出願時に願書の「障がい者に係る配慮希望事項」欄に記入するとともに、願書の提出先に連絡してください。

8 当日の携行品及び留意事項

受 檢 区 分		持参するもの
第1次検査	受検者全員	第1次検査受検票、筆記用具(マークシート用にHBの鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。)、上履き、靴袋
	高等学校農業(生産・環境) 特別支援学校(高等部)農業(生産)	電子式卓上計算機(電卓)(計算機能のみのものに限る。) *ポケットコンピュータ及び関数電卓は不可
	高等学校商業 特別支援学校(高等部)商業	電子式卓上計算機(電卓)(計算機能のみのものに限る。)又はそろばん *ポケットコンピュータ及び関数電卓は不可
	専門検査(I)の免除を希望する者(出願時に資格証明書の写しを提出した者)	資格証明書の原本
	工業・水産特別選考の受検者(出願時に資格証明書の写しを提出した者)	資格証明書の原本
	社会人特別選考の受検者	資格(技能)証明書の原本
第2次検査	受検者全員	第2次検査受検票、筆記用具(適性検査及び教科等指導法検査用にHBの鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。)、上履き、靴袋、結果通知用封筒(必要事項を記入し、92円切手を貼ること。)
	小学校 特別支援学校(小学部)	演奏用の楽譜(バイエルピアノ教則本)
	小学校 特別支援学校(小学部) 保健体育(中学校・高等学校・特別支援学校(中学部・高等部))	運動着、運動靴、水泳着、水泳帽(運動着の右胸部及び水泳着の右腰部に受検番号を黒マジックで記入した縦10cm、横15cmの白布を縫い付けること。)、健康保険証、着衣をまとめるバッグ類(受検番号及び氏名を明記すること。)
	保健体育(中学校・高等学校・特別支援学校(中学部・高等部))	柔道着(北海道を受検し武道で柔道を選択した場合又は札幌市を受検する場合。右胸部に受検番号を黒マジックで記入した縦10cm、横15cmの白布を縫い付けること。)、竹刀(北海道を受検し武道で剣道を選択した場合)
	中学校美術 特別支援学校(中学部・高等部)美術	B～4Bの鉛筆数本
	中学校技術 特別支援学校(中学部)技術	定規
スポーツ・芸術特別選考対象者		新聞記事、表彰状等証明資料の原本

(注) 1 検査会場の敷地内は、禁煙です。

2 ゴミは各自で持ち帰ってください。

3 検査会場及びその周辺には、駐車場がありません。自家用車、バイク等は駐車できませんので、公共交通機関(電車、バス等)を利用してください。

4 携帯電話等通信機能を有する電子機器の検査時間中の使用を禁止します。

5 不正が明らかになった場合は、その者の検査を中止します。

9 選考結果の通知等

(1) 選考結果の通知

ア 第1次検査の合格者については、平成29年7月25日(火)に、北海道教育委員会及

び札幌市教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科（科目）ごとに受検番号を掲載します。

なお、第1次検査の結果通知については、同日に本人へ発送します。

イ 採用候補者名簿に登録する者については、平成29年10月17日（火）に、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科（科目）ごとに受検番号を掲載します。

なお、第2次検査の結果通知については、同日に採用候補者名簿に登録する者としない者に区分して本人へ発送します。

ウ 受検しなければならない検査項目を欠席した場合は、合否判定の対象となりませんので、選考結果は通知しません。

エ 出願後、採用候補者名簿に登録までの間に資格要件を欠いていることが判明した場合は、合否判定の対象となりませんので、選考結果は通知しません。

オ 第1次検査に合格し、登録にならなかった者で、一定水準の成績を取得した場合は、平成30年度に実施する「平成31年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査」で同一の受検区分、受検教科・科目及び採用希望区分で受検する場合に限り、第1次検査を免除しますので、第2次検査の結果通知の際に併せてお知らせします。

(2) 選考結果の開示請求

ア 北海道

北海道個人情報保護条例第27条の規定により、第1次検査で不合格となった者及び第2次検査で登録にならなかった者については、別途指定する1か月間に限り、受検者本人が検査結果（第1次検査の結果については筆記検査の点数、第2次検査の結果については総合ランク（3段階）及び各検査の評価）について開示請求することができます。

開示請求の詳細については、検査時にお知らせします。

イ 札幌市

札幌市個人情報保護条例第25条の規定により、第1次検査の筆記点数又は第2次検査の総合ランク（4段階）及び各検査の評価について、第1次又は第2次検査日の翌日から30日間、開示請求することができます。ただし、開示の対象となるのは、第1次検査で不合格となった者又は第2次検査で登録にならなかった者のみです。

開示請求の詳細については、検査時にお知らせします。

10 登録及び採用の方法

(1) 登録の方法

ア 登録は、願書の採用希望区分により、北海道と札幌市に区分して採用候補者名簿に登録します。ただし、高等学校及び特別支援学校の自立活動については、北海道と札幌市が共同で登録します。

また、高等学校の一部の教科（科目）及び特別支援学校の中学校部、高等部についての登録区分は、3の受検区分にかかわらず次のとおりとします。

なお、札幌市の特別支援学校の中学校部及び高等部については、「中・高等部」とします。

受検区分	受検教科（科目）		登録区分
高等学校教諭	地理歴史（地理・日本史・世界史）、公民（倫理・政治経済）		地理歴史公民
	理科（物理・化学・生物・地学）		理 科
	農業（生産・環境）		農 業
	工業（機械・電気（電子を含む。））		工 業
特別支援学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語		中 学 部
	国語、地理歴史（地理・日本史・世界史）、公民（倫理・政治経済）、数学、理科（物理・化学・生物・地学）、音楽、美術、保健体育、家庭、農業（生産）、工業（機械・電気（電子を含む。））、商業、英語		高 等 部

イ 登録は、「登録A」、「登録B」に分けて行います。

（ア）「登録A」は、平成30年4月1日で採用を予定する者の登録です。

（イ）「登録B」は、平成30年4月1日以降の採用を予定する者の登録です。

ウ 採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成31年4月1日です。

なお、国内外の大学院に進学する場合は、本人の申出により登録期間を1年間延長す

ることができます。

(2) 採用の方法

- ア 採用は、登録Aに登録された者、登録Bに登録された者の順で行います。
- イ 学校種類ごとの採用数等に変動が生じたときは、所有免許状及び採用調整の希望の有無により登録した学校種類以外の学校又は教科・科目に採用する場合があります。
- ウ 採用に当たっては、北海道（札幌市）が指示する健康診断を受診することが必要となります。
- エ 社会人特別選考受験者は、登録後に教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受けることが必要です。
- オ 教育職員免許状所有者で、教員免許更新制の実施に伴う修了確認期限が平成30年3月31日までとされている者は、確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に対して申請を行い、修了確認を受けることが必要です。
- カ 採用候補者名簿登載期間中に、次の事項に該当する場合は、名簿から削除します。
 - (ア) 平成30年3月31日までに受験教科の免許状を取得できない場合
 - (イ) 正当な理由がなく勤務地を限定したり、採用調整を拒否した場合
 - (ウ) 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
 - (エ) 受験又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、教員としてふさわしくない事実が明らかになった場合
- キ 併願者が第2希望の受験区分で登録された場合は、第2希望の学校種で採用し、原則として、当該学校種で異動することとなりますので、併願の希望に当たっては十分留意してください。

11 お知らせ（本年度の主な変更内容）

(1) 一般選考（地域枠）の要件の拡大

小学校教諭のみ実施していた一般選考（地域枠）を小学校教諭及び中学校教諭（国語、社会、数学、理科又は英語）に拡大します。

(2) 一般選考（高校特例）の要件の拡大

高等学校・中等教育学校（高等部）の正規教諭のみ受験可能であった一般選考の特例を全ての受験区分に拡大します。

なお、小学校、中学校、特別支援学校（小学部・中学部・高等部）又は養護教諭の受験を希望する場合は、採用希望区分「北海道」又は「札幌市」のいずれかを選択してください。

(3) 資格等による免除措置の拡大

小学校又は特別支援学校小学部の受験を希望する方のうち、英語の資格等を有するものは、申請により第2次検査のリスニング検査の免除の措置を受けることができるとともに、登録に当たり考慮します

12 その他

(1) 出願後に改姓した場合又は連絡先等の記載事項に変更が生じた場合、速やかに連絡してください。

(2) 出願書類提出後、記載内容や提出書類の確認のために電話連絡する場合がありますので、願書には確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。

(3) 教員採用候補者選考検査に関する問合せ先は次のとおりです。

問合せ先	北海道（札幌市を除く。）に採用を希望する者	札幌市に採用を希望する者
	〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階 北海道教育庁総務政策局教職員課 TEL 011-204-5726	〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル4階 札幌市教育委員会学校教育部教職員課 TEL 011-211-3853

13 志願者数等について（参考）

平成27～29年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の志願者数と登録者数の状況
(特別選考対象者数を含む。)

区分	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	志願者	1次合格者	登録者	志願倍率	志願者	1次合格者	登録者	志願倍率	志願者	1次合格者	登録者	志願倍率
小学校	1,790	1,012	327	5.5	1,653	1,113	436	3.8	1,553	1,214	502	3.1

	(51)	(48)	(13)	(3.9)	(51)	(48)	(15)	(3.9)	(36)	(35)	(15)	(2.4)	
中学校	国語	218	128	43	5.1	208	105	44	4.7	188	89	29	6.5
	社会	319	130	34	9.4	336	99	36	9.3	308	112	33	9.3
	数学	211	131	59	3.6	225	125	44	5.1	208	98	32	6.5
	理科	217	100	37	5.9	210	116	44	4.8	206	67	29	7.1
	英語	282	187	60	4.7	265	130	42	6.3	258	100	31	8.3
	音楽	144	65	17	8.5	110	55	20	5.5	117	52	18	6.5
	美術	76	44	13	5.8	61	51	15	4.1	64	37	16	4.0
	保健体育	358	134	39	9.2	368	109	36	10.2	340	100	35	9.7
	技術	23	20	5	4.6	22	13	7	3.1	22	16	10	2.2
	家庭	41	32	4	10.3	33	15	6	5.5	35	25	7	5.0
小計		1,889	971	311	6.1	1,838	818	294	6.3	1,746	696	240	7.3
高等学校	国語	114	57	20	5.7	116	69	23	4.8	126	100	31	4.1
	地理歴史	93	30	7	28.1	85	69	21	9.7	110	57	28	8.0
	公民	104	15			99	17			115	52		
	数学	147	81	23	6.4	151	101	34	4.4	153	60	22	7.0
	理科	163	85	20	8.2	142	76	25	5.7	147	85	24	6.1
	英語	157	83	30	5.2	149	100	34	4.4	136	68	25	5.4
	音楽	61	19	5	12.2	70	23	7	10.0	60	19	6	10.0
	保健体育	184	17	8	23.0	162	53	19	8.5	192	64	21	9.1
	家庭	53	35	10	5.3	54	35	11	4.9	54	29	4	13.5
	農業	47	32	9	5.2	51	31	13	3.9	49	32	10	4.9
	工業	42	29	8	5.3	32	21	10	3.2	25	21	13	1.9
	商業	63	17	3	21.0	66	16	4	16.5	60	31	14	4.3
	看護	0	0	0	0	2	2	0	0	11	10	9	1.2
	水産	10	9	2	5.0	5	4	2	2.5	-	-	-	-
	小計	1,238	509	145	8.5	1,204	617	203	5.9	1,238	628	207	6.0
特別支援学校	小学部	303	240	82	3.7	342	289	137	2.5	327	234	88	3.7
	中・高等部	428	291	93	4.6	435	316	144	3.0	439	389	160	2.7
	小計	731	531	175	4.2	777	605	281	2.8	766	623	248	3.1
	自立活動	2	2	1	2.0	3	3	1	3.0	2	1	1	2.0
	計	733	533	176	4.2	780	608	282	2.8	768	624	249	3.1
養護教諭		255	203	84	3.0	248	189	112	2.2	321	220	108	3.0
栄養教諭		128	64	22	5.8	116	27	9	12.9	128	66	26	4.9
合計		5,621	3,136	1,065	5.3	5,401	3,184	1,336	4.0	5,292	3,254	1,332	4.0

※ 小学校の()内は地域枠内数

※ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の「志願者」及び「1次合格者」については、併願者を第1希望区分及び第2希望区分それぞれに重複計上。なお、「合計」は実人員。

14 給与について(参考 平成29年4月1日現在)

(1) 初任給(給料+教職調整額+教員特別手当+給料の調整額)

区分	小・中学校	高等学校	特別支援学校
修士	232,324	232,324	242,251
大学卒	209,980	209,980	218,957
短大卒	184,412	181,812	189,588

※ 上記の初任給は、新規学卒者の場合であり、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。

(2) 各種手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

なお、へき地学校等に勤務する者には、へき地手当(給料及び扶養手当の合計額の4%~25%)又はへき地手当に準ずる手当(給料及び扶養手当の合計額の4%以内)が支給されます。

※ 県費負担教職員制度の見直し(政令市への権限移譲)により、本年度から、給与、休暇等の勤務条件を北海道と札幌市がそれぞれ定めることとなったため、北海道と札幌市では取扱いが異なることがあります。

平成29年4月17日(月曜日)

北海道教育委員会公報

(号外)